

延長保育事業補助金について

補助金の概要

保育標準時間の認定を受ける2・3号認定こどもについて、11時間の保育時間（以下「保育時間」という。）を超えて保育を実施する場合の延長保育事業の経費を補助します。

※ 保育短時間認定こどもの延長保育については、当該補助金の対象外となります。

補助要件

○ 職員配置

通常保育と同様に、児童の年齢別に応じて保育教諭（保育士）を配置、かつ、開所時間帯において常時保育教諭（保育士）2名を下回ることはできません。

※ 職員配置・保育士の配置特例を適用できる場合があります。

詳しくは「職員配置・保育士の配置特例」の資料をご参照ください。

補助金の積算方法

1 基本分

(1) 延長保育実施時間

延長保育実施時間及び平均対象児童数に応じて、補助金を支給します。

区分1 午前延長（1 1時間の保育時間の前に実施する延長保育）

延長保育実施時間	左記の例 ※	平均対象児童数 ※		補助金適用区分
保育時間の15分前	午前7時14分59秒以前	利用児童数 1名以上		30分延長
保育時間の30分前	午前6時59分59秒以前	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	1時間延長
		地域型	平均対象児童数 2 名以上	
保育時間の1時間30分前	午前5時59分59秒以前	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	2時間延長
		地域型	平均対象児童数 1 名以上	
保育時間の2時間30分前	午前4時59分59秒以前	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	3時間延長
		地域型	平均対象児童数 1 名以上	
保育時間の3時間30分前	午前3時59分59秒以前	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	4時間延長
		地域型	平均対象児童数 1 名以上	

※ 例では、保育標準時間の保育時間が「午前7時30分～午後6時30分」の場合の時間となります。

※ 平均対象児童数は、保育標準時間認定のこどものみ計上します。

区分2 午後延長（1 1時間の保育時間の後に実施する延長保育）

延長保育実施時間	左記の例 ※	平均対象児童数		補助金適用区分
保育時間の15分後	午後6時45分00秒以降	利用児童数 1名以上		30分延長
保育時間の30分後	午後7時00分00秒以降	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	1時間延長
		地域型	平均対象児童数 2 名以上	
保育時間の1時間30分後	午後8時00分00秒以降	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	2時間延長
		地域型	平均対象児童数 1 名以上	
保育時間の2時間30分後	午後9時00分00秒以降	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	3時間延長
		地域型	平均対象児童数 1 名以上	
保育時間の3時間30分後	午後10時00分00秒以降	施設型・事業所内保育所 (定員20名以上)	平均対象児童数 3 名以上	4時間延長
		地域型	平均対象児童数 1 名以上	

※ 例では、保育標準時間の保育時間が「午前7時30分～午後6時30分」の場合の時間となります。

※ 夜の午後10時以降に延長保育を実施する場合は、平均対象児童数の基準が変わります。

※ 平均対象児童数は、保育標準時間認定のこどものみ計上します。

(2) 平均対象児童数の算定方法

月	利 用 日																															延 利 用 数 集 計	利 児 童 用 数 計 集	平均対象児童数		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			週のうちで 最も利用の 多い日の計 a	左の対象と なった週 の数 b	平 均 児 童 数 a/b
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土						
4	3	1		2	4	6	6	1		5	5	6	6	1		6	9	8	9	10	2		8	9	8	2		2	131	15	31	4	8			

各延長保育実施時間の区分に利用のあった児童数について、週のうちに最も利用の多い日の利用数（例の☆で囲んだ利用日の数字）を合計します。
 ただし、月初の週の途中（火曜日から土曜日まで）から始まる週と月末の週の途中（月曜日から金曜日）で終わる週については、平均対象児童数が大きくなる場合は、その週の数字（例の○で囲んだ利用日の数字）を加えます。

《参考》

- この記入例の場合の4月では、
 月初の端数の週のみ加えた場合の合計 $3+6+6+10+9=34$ $34/5=6.8$ 四捨五入→平均7
 端数の週を除いた場合の合計 $6+6+10+9=31$ $31/4=7.75$ 四捨五入→平均8

したがって、平均の最も大きい、端数の週を除いた場合の数字を記入しています。

2 加算分（延長保育利用料の減免を行う場合の加算）

次の世帯に対し、延長保育利用料の減免を行う場合は、利用者毎の年間上限額まで、補助金を加算します。

- 市町村民税額等によるA階層区分又はB階層区分に該当する世帯
- 親に婚姻歴がない母子又は父子家庭の世帯で、市長が寡婦（夫）控除を受けるものに相当するとみなす世帯

補助金額

補助金は、次の基本分と加算分の合計額となります。

1 基本分

補助金適用区分及び平均対象児童数に応じて決定する基本分の補助上限額と、実際に延長保育事業でかかった経費とのいずれか低い方の額となります。

2 加算分

A・B階層世帯に対する減免を行う場合の児童1名当たりの延長保育料の減免額の年間の合計額と、補助金適用区分に応じた補助上限額とのいずれか低い額となります。

※ 補助上限額は、人件費・物価の変動等で、見直しが行われ、改定される可能性があります。参考までに今年度の補助上限額は、別紙「延長保育事業補助上限額表」をご参照ください。